

【勤務地:東京都新宿区】

任期付職員の採用について（２）

内閣官房では、任期付職員を次のとおり募集いたします。

| | |
|--------------|--|
| <u>職 種</u> | 任期付職員 |
| <u>採用期間</u> | 令和４年４月１日から令和６年３月３１日までの２年間 (職務の状況によっては任期更新もあり得る) |
| <u>採用人数</u> | １名 |
| <u>資 格</u> | 地球観測衛星が取得した衛星画像データの受信及び当該データの画像化に係る処理並びにこれらに係る人工衛星システム、無線局設備及び電子計算機に関する専門的知識を有し、上述の処理の業務経験（４年程度もしくはそれと同等と認められる期間）を有する者。 ※次のいずれかに該当する者は受験できません。 (１) 日本の国籍を有しない者 (２) 国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受けその処分の日から２年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (３) 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） |
| <u>職務内容</u> | 人工衛星が取得したデータの受信及び画像処理に関わる業務（一部の業務について交替制による夜間勤務あり） |
| <u>就業場所</u> | 東京都新宿区に配属予定 |
| <u>待 遇 等</u> | 採用後は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成１２年法律第１２５号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用します。 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。 |

応募要領

次の書類を郵送にてお送りください。

なお、応募書類は返却いたしません。また応募書類に記載された個人情報、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

- 1 履歴書（市販の用紙で可）※要顔写真貼付
- 2 志望動機をまとめたもの（A4横書）
- 3 これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4横書）

※上記3について専門知識・経験に関する資料（論文、学会誌等への寄稿文など）があれば併せてご提出ください。

※無線従事者の資格をお持ちの方は、資格を証明するものの写しを併せてご提出ください。

<応募書類の宛先>

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町9-13

内閣官房 内閣情報調査室 内閣衛星情報センター
管理部総務課 任期付職員採用担当（2）

<お問い合わせ等について>

任期付採用担当

電話：03-3267-9564

募集期限 試 験

令和4年1月28日（金）必着

書類選考後、合格者に対し面接試験を行い、可否を決定します。
書類選考合格者には、令和4年2月1日（火）までに面接試験の日時等を連絡いたします。